

議決書

令和3年9月22日

宮古島市議会
議長 山里 雅彦 殿

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会
委員長 濱元 雅浩



委員会調査結果報告書

本委員会は、付託された事件を調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

1 調査事件

- ①宮古島市における生活排水処理の現状と課題の把握について
- ②宮古島市し尿等処理施設計画の問題点について
- ③し尿等処理施設建設の計画変更案の内容について
- ④現行計画と変更計画案の公益性の比較検討について
- ⑤その他委員会で必要と認めた事項について

2 調査の趣旨

市議会において予算執行の承認が済んでいる「宮古島市し尿等処理施設整備計画」に伴う事業執行が当局において見直し検討されており、すぐにも事業変更に伴う補正予算案が提出される可能性の高いことをうけ、市議会としては新計画案及び予算措置案を早急に調査・検証をしたうえで、公益性の最大化に基づいた予算執行の判断を可能にするため特別委員会を設置して調査を行った。

3 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和3年第6回宮古島市議会臨時会の7月29日の本会議で、「決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について」が原案可決され、同調査特別委員会が設置された。

(2) 委員会の定数 9人

令和3年9月22日提出

令和3年9月22日承認

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

令和3年9月22日

宮古島市議会議長 山里 雅彦

委員長：濱元 雅浩

副委員長：狩俣 政作

委員：仲里 夕カ子、狩俣 勝紀、新里 匠、平 百合香、上里 樹、前里 光健、我如古 三雄



4 調査の期間

令和3年9月定例会が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことができる。

5 調査の結果

別添「宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会調査報告書」のとおり。

宮古島市し尿等処理施設整備事業に
関する調査特別委員会調査報告書

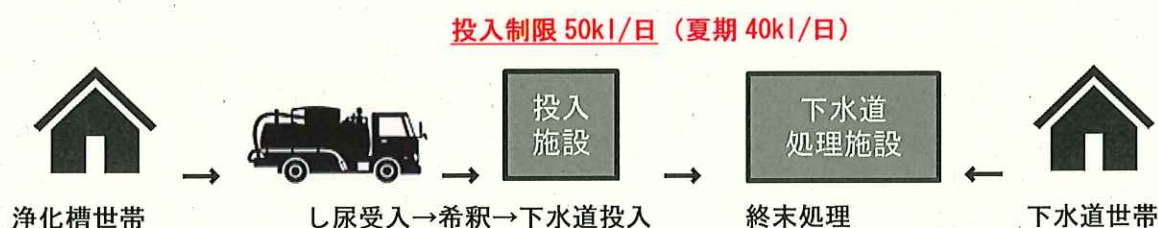
令和3年9月22日

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会

■宮古島市における生活排水処理の現状（基本計画より抜粋）※農漁村集落排水利用者は別途

宮古島市の家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は〔下水道処理施設：ひらら浄化センター〕で処理されている。なお、下水道未接続の場合は〔し尿等下水道投入施設〕から下水道処理施設に投入されて処理されている。

今後、投入施設への搬入量もさらに増加することが見込まれている。その場合、既存の投入施設の処理能力（55.5kl/日）では将来的に対応できないことが予測されており、今後のし尿等の安定的な処理に支障をきたす状況にある。



■投入施設は1日50klのし尿・汚泥等を受入れて、当日中に20倍希釈して下水道処理施設に投入しているが、夏場は下水道への投入制限もあって、午前中で当日受入れを終了することもある。

■し尿等収集量の増加に加えて、収集汚泥や下水道からの油分の流入によって、平成28年から毎年夏期にはし尿投入施設から下水道処理施設への投入制限（50kl→40kl/日）をかけて、処理の安定性を確保している。

↓↓↓ このような状況をふまえて ↓↓↓

■宮古島市が策定した資料には〔生活排水処理の課題：施設整備に係る課題〕として、「行政人口や入域観光客数の変動に伴うし尿等収集量の変動が想定され、将来的に公共下水道の処理能力以上のし尿等の発生が見込まれることから、早急に新たな汚泥再生処理センター（し尿処理施設）等の施設整備を行う必要がある」と結論づけて、伊良部・佐和田での施設整備の基点となった。

- ・宮古島市一般廃棄物処理基本計画（後期計画） 平成30年3月策定
- ・宮古島市し尿等処理施設整備基本構想 平成31年3月策定
- ・宮古島市し尿等処理施設整備基本構想 令和2年3月策定

↓↓↓ しかし現在の市の認識では ↓↓↓

■油分流入の課題は残るものの、既存の投入施設でこれまで稼働されていなかった貯留機能をフル活用して下水道への投入を平準化すれば、搬入事業者からの受入れ制限をすることはなくなるので、処理量への対応としては当面（令和10年頃まで）「問題はない」と結論づけている。

■市が「問題はない」という認識を示しているが、下水道処理施設への流入予測に照らしてみると

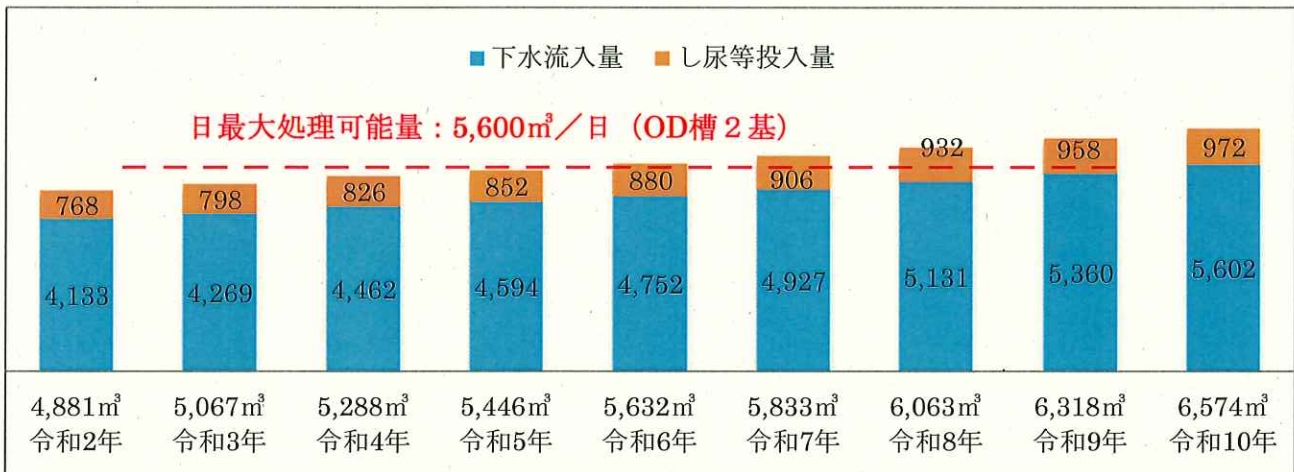
(1) 投入施設フル活用 → 令和6年には下水道処理施設への日平均流入量が処理可能量を越える

(2) 令和6年にOD槽3基目が完成 → 令和8年には日最大流入量の9割以上に達する見込み

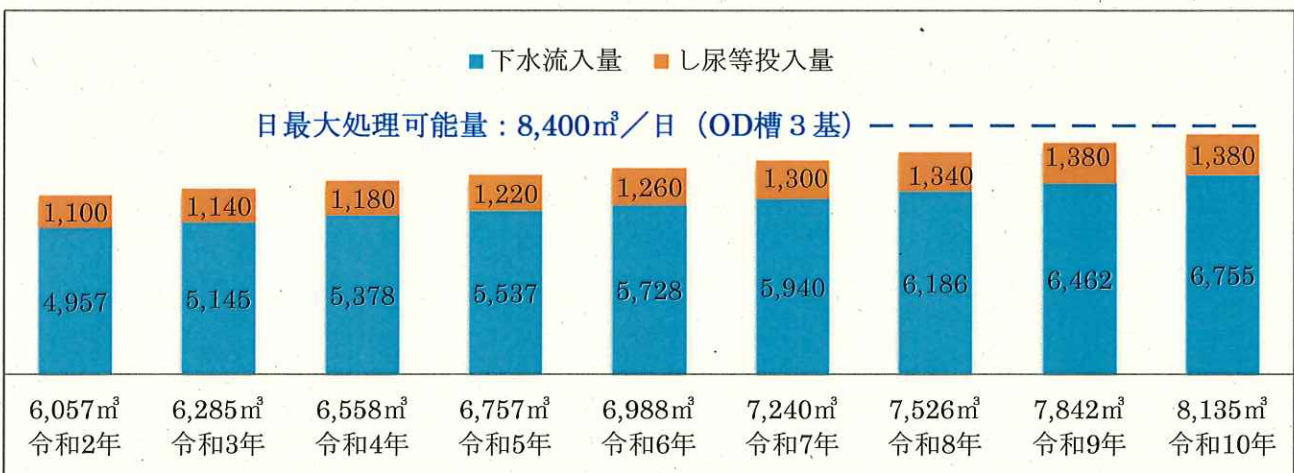
となり、下水道処理施設へのし尿汚泥の投入継続は生活排水処理体制へのマイナス影響が大きい。

※上下水道部長「設備への負担を考えると通常最大処理量の8割程度での稼働が望ましい」と答弁

・下水道処理施設への日平均流入量 ※数量は公共下水道基本計画およびし尿処理施設整備事業基本計画より



・下水道処理施設への日最大流入量 ※数量は公共下水道基本計画およびし尿処理施設整備事業基本計画より



↓↓↓ そこで当初の整備基本計画では ↓↓↓

■し尿等の処理手法としては、基本構想で示された ①下水道処理施設へのし尿汚泥投入を継続する手法と ②独立したし尿処理施設を新設する手法のうちから、[宮古島市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)] および [宮古島市し尿等処理施設整備基本構想] にも示されている「早急な施設整備の方針」に基づいて、伊良部佐和田にし尿等処理施設を新設(運営上必要に応じて既存投入施設を使用)するという整備計画を決定した。

この計画決定を受けて令和2年度より防衛省折衝を行い令和3・4年度の補助決定を獲得

■これまで4年間で約8,000万円の費用をかけて最終計画を策定し、令和3年3月定例会で予算承認を得て、4月5日には防衛省から内示を受けた事業が、急遽見直しになった経緯とは。

現行計画（佐和田案）の策定に掛かった費用	現行計画（佐和田案）で確定した予算
・基本構想策定業務 3,564,000円	・令和3年度事業費 317,909,000円 (うち補助金 211,939,000円)
・基本計画策定業務 7,260,000円	・令和4年度事業費 1,143,000,000円 (うち補助金 762,000,000円)
・環境影響評価業務 29,920,000円	
・基本設計業務 39,640,700円	
4業務の合計：8,038万4,700円	計 1,460,909,000円 (補助金 931,333,000円)

[調査特別委員会議事録より概要抜粋]

委員：計画見直しに舵を切ったのはどういう理由か。

環境衛生課長：4月15日に市長と環境衛生課の勉強会がありまして、その中で佐和田案の課題を7項目ほど説明したら、処理共同化については議員時代からよく知っていると言っていて、なんで国も共同化なのに、宮古島市は逆に伊良部で新しくつくるのか。課題があるならば見直しも含めて検討したほうがいいと、見直し検討の指示を受けました。

委員：市長に伊良部佐和田案のメリットも説明しましたか。

環境衛生課長：いいえ、メリットは説明していません。

委員：市の統一見解として4月15日に方針転換がされていないということか。

生活環境部長：4月15日に市長から担当課に指示はございましたが、その後、5月11日に市長と関係部長、関係各課で今後の方針について協議した会議から、本格的な見直し検討が始まったと捉えております。しかし、それはまだ完全な方針転換というものではありません。防衛局との予算折衝までには明確に方針転換の決定をしなければなりません。現段階ではまだまだ方針転換決定という段階ではない。方針転換は最終判断者である市長が表明なり説明をするものだと思います。

議会での予算承認後の計画見直しについて

委員：議会承認を得た後に、整備方針の変更を伴う計画見直しを行って、当初計画で承認された予算をそのまま流用して別事業を執行するという行政手法に問題はないか。

生活環境部長：なかなか無い事例といたしますが、私も経験のないこととございます。しかし、そこは市長としてのひとつの大きな決断であったというふうに受け止めております。しかし、特に違法性も無いので手段としては可能だと捉えています。

↓↓↓ 見直し案の利点を聞くと ↓↓↓

委員：荷川取地区での整備に計画変更することで、どのようなメリットが生じるか。

生活環境部長：建設コスト・維持管理費の縮減、汚水処理集約化、市民負担増の回避などが上げられるが、まだ方針が固まっておらず、その根拠となる明確なデータを示せる状況にはありません。

■計画見直しに至った理由について、現行のし尿処理施設整備の計画策定過程で、下水道処理施設で3基目OD槽が供用開始になることと、処理の共同化に向けた議論が不足していたと示された。

[調査特別委員会議事録より概要抜粋]

委員：基本計画には「令和3年度を目標に下水道施設の増設を予定しているものの、今後もさらに下水道施設への流入量は増加するということから、下水道投入施設からの投入量の減量化が必要」として3基目のOD層整備に関する記載はあるが。

環境衛生課長：3基目のOD槽の整備が遅れていたため、令和3年3月時点では佐和田案で予算計上をしました。しかし、4月に下水道課から3基目のOD槽の完成が1年早まりそうで令和5年度か遅くとも令和6年の4月には供用開始になるという情報がありました。3基目のOD槽が令和6年度にできるなら、佐和田案の供用開始と同じ時期に投入施設の改造案で運用できるだろうと。その次に、宮古島でも処理の共同化は可能だということを県に確認して、見直しを始めました。

↓ ↓ ↓ しかし上下水道部への質疑では ↓ ↓ ↓

3基目のOD槽整備について

委員：令和6年度のOD槽の供用開始は確定しているのか。

上下水道部長：確定という段階ではありません。

委員：現在はどうのような段階ですか。

上下水道部長：整備完了には残り6億4千万円程の予算が必要であり、現段階では予算獲得に向けて粘り強く交渉しているところです。予算がついて工事が始まらない限り確定とはなりません。

処理の共同化に向けた手続きについて

委員：処理の共同化を可能にするためには、下水道計画の改定作業が必要だというのが、その時期はいつ頃になるか。

上下水道部長：9月の予算が通ったら10月に契約を行って、令和4年10月に完成した後に県に提出します。その約半年後の令和5年3月に完了ということになります。

委員：投入施設の増設・改造事業の正当性を保つには、処理の共同化を規定する下水道計画変更の完了（令和5年3月）が、投入施設の事業計画を進めていく基点となると考えるが、その時期から設計を始めたとして令和6年4月に供用開始できるのか。

生活環境部長：本来ならば下水道計画の変更完了を受けて、次の事業をとというのが望ましいが、令和4年度には基本設計に着手して、令和4年度中から5年度に整備をしないと、令和6年4月の供用開始には間に合わないため、下水道計画の変更の作業と並行して事業を進めるということも、ある意味可能ではないかと思います。現計画では3～4年かけてきた行政手続きを1年半でとなると、なかなか難しいことではありますが、庁内で供用開始の後ろ倒しという議論はされていないので、現在は令和6年4月の供用開始に向けて頑張るとしかお答えできません。

■令和3年4月に内示を受けた防衛施設周辺整備事業費の予算スライドについて、この時点まで防衛省と協議がなされていないことに対して、委員会では疑問の声が多くあがったことについて、市は「現時点で、市から防衛局に具体的な変更内容を説明できていないため、防衛省から予算に対する回答は得られない」と説明している。

[調査特別委員会議事録より概要抜粋]

委員：4月に見直しを始めて、今日に至るまで防衛省と具体的なやりとりをしていないのか。

生活環境部長：4月の段階で防衛局に見直しを検討しているという程度の説明をしたが、それに対して防衛局から了承したとか了解したという具体的な回答はなかったと担当に聞いております。

委員：5月7日に防衛省から了解したという答弁もあったと思うが。

生活環境部長：防衛局は市の見直し検討の話は聞いているが、省の判断や見解を市に示したことはございません。

委員：9月30日に交付申請期限を迎えるとのことだが、この段階で協議が進んでいない理由は。

生活環境部長：市の内部で具体的の方針が定まっていないので、防衛局と協議が進んでいないということです。

委員：現在の防衛省予算が執行できなければ令和6年4月の供用開始は難しいと思うが。

生活環境部長：防衛省予算の活用が困難となれば、ある意味白紙に戻ってしまうというふうに考えています。

委員：時間もない中でどのような交渉をしていくのですか。

環境衛生課長：委託費・管理費・建設費の概算見積をやって、あと事業目的を決定して変更計画をつけて9月30日までに変更申請を提出します。その後で、令和3年度予算も令和4年度の予算もまとめて令和4年2月に受け付けられれば、事業執行が可能というふうに防衛局のヒアリングでは答えていこうと考えています。

委員：防衛施設周辺生活環境の整備に関する法律の補助対象項目にし尿処理施設という記載はあるが、見直し案で検討している前処理施設というものは記載されていないが、補助対象に該当するか防衛省に確認してほしい。

環境衛生課長：防衛省周辺整備の法律によると、し尿処理施設は民生安定施設の助成（第8条）、下水道は障害防止工事の助成（第3条4項）という欄で法律に記載されています。そこで現在は障害防止工事の助成ということで進めています。この事業は同法の目的（第1条）に適うので、同法律施行令第12条に規定する補助事業に該当すると考えております。

委員：では防衛省への補助申請もし尿処理施設から下水道に変更して要求していくのか。

生活環境部長：今後防衛省との予算調整の際は、下水道施設として申請していくのが筋だろうと考えております。

↓ ↓ ↓ しかし法律等を確認してみると ↓ ↓ ↓

■市は法第3条の記載をもって下水道処理施設整備に対する補助金の充当が可能であると説明しているが、その法文解釈が妥当だとは考えにくく、早急に防衛省へ補助の可否を確認する必要がある。

※法第3条規定は、自衛隊活動に際して下水道管破損等の懸念に対する工事への助成と解釈できる。

防衛施設周辺生活環境の整備に関する法律	防衛施設周辺生活環境の整備に関する法律施行令
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(障害防止工事の助成)</p> <p>第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。</p> <p>一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設</p> <p>二 道路、河川又は海岸</p> <p>三 防風施設、防砂施設その他の防災施設</p> <p>四 水道又は下水道</p> <p>五 その他政令で定める施設</p> <p>(民生安定施設の助成)</p> <p>第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。</p>	<p>(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p> <p>一 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設</p> <p>二 道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)</p> <p>三 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設</p> <p>四 保健師助産師看護師法第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所</p> <p>五 電波法第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設</p> <p>六 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム</p> <p>七 消防施設強化促進法第三条に規定する消防施設</p> <p>八 公園、緑地その他の公共空地</p> <p>九 水道法第三条第一項に規定する水道</p> <p>十 削除</p> <p>十一 し尿処理施設又はごみ処理施設</p> <p>十二 老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター</p> <p>十三 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校(幼保連携型認定こども園を除く。))の施設を除く。)</p> <p>十四 港湾法第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地</p> <p>十五 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設</p> <p>十六 その他防衛大臣が指定する施設</p>

■委員会から再三にわたり「見直し案で整備する施設の概要」を提示するように要求したが、これまで対応頂けていないので、伊良部佐和田案との比較検討はできないが、質疑応答から見えてきた情報を基に参考資料を作成した。

項目	現行計画	見直し案
整備内容（場所）	新設：し尿処理施設＋既存投入施設 （伊良部佐和田）	増設：前処理施設＋改造：既存投入施設 （荷川取）
日最大処理能力	佐和田 49kl＋荷川取 55.5kl（補助）	前処理 70kl（投入 55.5kl 要改造）
建設費	新設費：35 億 5 千万円 （防衛省補助）	増設＋改造費：約 10～15 億円 （補助未定）
維持管理費	佐和田 2,000～5,500 万円 荷川取 1,000 万円＋下水道使用料 （下水道使用料：稼働量で変動）	約 1,900 万円＋下水道使用料 （下水道使用料 3～4 千万円）
供用開始	令和 6 年度	令和 6 年度 （目標）
工事中の条件	特になし（既存施設を継続運転）	増設・改造工事中に一定期間運転停止 （仮設プラント等の検討が必要）
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設単独で処理を完結できる ・分散配置でトラブル回避 ・一定の将来増加量に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費の低減 ・施設集約による維持管理費の低減 ・市街地に近い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送距離の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道との調整(料金・投入量など) ・狭小地での建設(建屋・配管など) ・埋立て地での建築(地盤・基礎など) ・増設／改造による不具合の懸念

【基本計画を作成したコンサルタントの意見】

■見直し案で示された「既存投入施設の増設＋改造案」は、既存投入施設の内部及び隣接地には増設に必要なスペースが無いうえ、施設の周囲に矢板が施行されており水槽の増設は困難であることから、「既存投入施設の処理能力増強は現実的に困難であり、本手法での施設整備は不適と判断する」と基本計画では結論づけた。その理由として、[前処理・前脱水方式]の施設整備の場合は、同一建屋内に設備や配管を一体整備するのが望ましく、増設での整備は現実的とはいえない。

■見直し案では、島内すべてのし尿汚泥終末処理は下水道処理施設に一本化されるが、同施設は平成 9 年の供用開始から 24 年以上経過していることもあり、将来にわたる安定稼働に向けては、施設・設備の長寿命化策と投入施設からのし尿汚泥投入量の減量化が必要である。

■処理の一本化による下水道処理施設への流入量の増加によっては、令和 16 年度を目処としていた第 4 基目の OD 槽増設前倒しの検討も必要になってきます。 **※OD 槽建設費：13 億 7 千万円**

■委員会では「計画の見直し案が固まっていないため、建設費や維持管理費等を示せる段階ではない」と繰り返す市の答弁と、6月定例会での市長の「市民負担が2倍から3倍になると聞いている」という発言の整合性と、その根拠となる資料の提出を求めたが示されなかった。

〔調査特別委員会議事録より概要抜粋〕

生活環境部長：2倍3倍という根拠については承知してないところです。あくまでも事業者から上がってきた増加見込みの額をだしたということです。

委員：6月定例会での市長の「市民負担が2倍から3倍になる」という発言は、事業者から作業料金を聞き取りした額が2倍から3倍であって、市としてこの額の調査や検証もしないままに、市長に議会で発言させたということか。

生活環境部長：聞き取り金額を平均したら2倍3倍になったということはございません。いずれにしても精査や根拠不足の資料を基に市長は発言をされたものだと思っております。

■ほかにも、浄化槽汚泥の収集運搬事業者が、この計画見直しの流れに関わっているのではないかと疑ってしまうような言動や事業が、委員会を通して多く見られた。

運搬距離が伸びることで市民負担が増大することについて

委員：市民負担の検証として、事業者から聞いた運搬費用に対して他市町村との比較は行ったか。

生活環境部長：他地域との比較はしておりません。あくまでも業者からの聞き取りで上がってきた数値を基に市民負担の増加見込みとしました。

委員：事業者が言ったことをそのまま受けて、市の指針になる数値としたのか。

環境衛生課長：市でも事業者からの聞き取りを基に今の利益をだすためにはどのくらいの値上げが必要かシミュレーションを行いました。

委員：では市のシミュレーションと事業者の聞き取りではどちらが高いですか

環境衛生課長：市のシミュレーションのほうが安くなりましたが、事業者の額のほうが信憑性があると思ったのでそれを使用しました。

委員：安かった市のシミュレーションを示さずに、高いほうの事業者の平均値を示すというのは、聞きようによれば市が業者に加担しているように聞こえてすごく危険ですよ。例えば、他の部署から上がってくる試算というものも、このように関係事業者からの聞き取りだけで算定しているのか。

生活環境部長：そのようなことではございません。

道の勾配による積載量の減少について

委員：道の勾配に問題があって、伊良部に行くには積載量を減らさなければいけないとおっしゃいましたが、このシミュレーションも市が実際にバキューム車を走らせて検証したということか。

環境衛生課長：これも事業者への聞き取りと計算だけですが、長年作業されている事業者からの聞き取りなので、市が実際に車輛を走らせてという検証は行っておりません。

し尿汚泥の収集運搬事業許可の拡大について

委員：現在、事業者からバキューム車の新規投入の希望があっても、市は許可しない。また、収集運搬事業への参入を希望する新規事業者がいても、市はこれを認めないとしているがそれはなぜか。

環境衛生課長：宮古島市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可事業者は、現在 11 社で、許可車輛が 19 台、最大積載量は合計で 60.58kl となっています。現在の搬入量が 1 日平均 40kl 前後なので、現状の台数で十分に適正な収集運搬が可能と考えています。

委員：市民負担の低減を考えると、料金が一定程度下がるまで車輛を増やしてみたらどうか。

環境衛生課：そうすると既存事業者への影響を無視することになってしまう。

委員：そうであるならば、事業者にも市民負担を軽減する工夫を求めるべきですよ。

環境衛生課：これ以上増やしてしまうと既存事業者への影響が大きいのと思いますので、市民負担は大切だと思いますが、それも無視するわけにはいかない。なので、これ以上市民負担を減らすというのは難しいが、今以上に値上げしない協力とか、企業努力の要請として対応したいと思います。

事業者組合主催の実証試験への市の関わりについて

※この事業は、市の意向により 8月31日付で中止が決定され実際には行われていない。

し尿・浄化槽汚泥直接脱水実証試験
(し尿等下水道処理施設構内)
仕様書

(主催) 宮古島環境衛生施設管理組合
(協力) 宮古島市生活環境部環境衛生課

・
・
・

目的

今般、宮古島市し尿等下水道処理施設（以下、本施設という）において、投入し尿や浄化槽汚泥、浄化槽スカム等に廃食油脂の混入が多く見受けられ、下水道終末処理場の OD 槽の正常な運転に支障をきたしている状況を鑑み、廃食油脂由来のノルマルヘキサン値を下水道投入基準値以下に抑えるため、し尿、浄化槽汚泥直接脱水実証試験を行うことにより、将来における本施設強化に最適な直接脱水システム（高分子凝集剤等を含む）を選定する目的とする。

・
・
・

4.お問い合わせ先

名称 宮古島市環境衛生課
担当者 宮古島市環境衛生課（担当：●●）

■このような募集の広告が宮古島市のホームページに掲載され、新聞記事にも取り上げられた。

委員：8月18日付でこのような広告がだされていますが詳細説明をお願いします。

環境衛生課長：7月13日に組合の前段である浄化槽許可業者有志会から、市長にこの実証試験の許可要請がありまして、8月10日にその回答をしております。この組合は設立したばかりでホームページを開設しておらず、事務員も未配置であるため、市のホームページを活用することで多数の応募が見込めるという考えで載せました。

委員：市の主催ではない事業の問合せ先が環境衛生課の職員になっているのはなぜですか。

環境衛生課長：組合の連絡先がまだはっきりしないということで、窓口を頼まれて了解しました。

委員：市のホームページにある事業募集広告で、問合せ先も市の担当課。その事業目的に「将来における本施設強化に最適な直接脱水システムを選定する目的」という記載があれば、市の検討している見直し案に直結する実証試験だと考えると思うが、見直し案と関係がある実証試験なのか。

環境衛生課長：見直し案とは全く関係ございません。主催は組合で市は場所の提供だけで、実証試験の費用はすべてメーカー負担というものです。

委員：この実証試験は9月15～24日まで実施して、その報告書の提出を9月27日までとしていますが、これは9月30日に期限を迎える防衛省との折衝に必要なデータということですか。

環境衛生課長：いいえ、全く関係ありません。

委員：そうであれば、急いで市が協力して実施する必要はないのではないかと。

生活環境部長：この件については市長・副市長とも状況を共有したうえで、組合に対して中止をしてくださいということを確認をしております。

■委員会からの「平成6年4月を目指している施設の供用開始が遅れても、既存施設の運用で対応できるので「問題ない」という認識は、事業者や市民生活にも「影響はでない」ということか」という質問に対して、市は「はい」と回答している。

[調査特別委員会議事録より概要抜粋]

委員：現状でも機能をフル活用で大丈夫という、このフル活用とはどういうことか。

環境衛生課長：最近になって投入施設には160tの貯留槽が2基あることが分かりました。現在は貯水槽を交代で交互に運転して1日平均40klをOD槽へ流していますが、この使っていない槽に留めておくことができます。これで6日分溜めておくことができますから、搬入の制限をしなくてよくなります。

委員：投入施設にいくらボリュームがあっても、結局は下水道施設側の受入れ量が変わらなければ処理は進まないわけですよね。6日間貯留しても下水道施設に投入できなければ溜まる一方ではないですか。

環境衛生課長：今1日8時間で40kl程をOD槽へ流しています。夜中のほうが投入は減るので、時間もコントロール可能なので16時間で流したり、日曜日にも流していくという考えです。

委員：そうであれば、なぜ今までその活用をしなかったのですか。

環境衛生課長：今年から管理を委託している業者さんと話して、そういうことをお願いしますという事で了解をもらっています。

委員：でも、貯留槽が2基あるというのは、それなりの理由があつて設置されているのではないか。修理の時とか災害があつたときのために1基は空けておく必要があるとかでは無いですか。

環境衛生課：供用開始のあまり量が多くない時から貯留槽1基を使って、その日の分50klを希釈して下水道に流すという運用でやってきたので、そこに溜めてということにはならなかったと。

↓ ↓ ↓ 運用マニュアルによると ↓ ↓ ↓

宮古島市し尿等下水道投入施設整備工事（機械・電気）
運転マニュアル

第2章 設備概要

(1) 受入槽（沈砂槽）・貯留槽設備

貯水槽（1）には、し渣離脱水機からのオーバーフロー管がありますので、常用は貯水槽（1）を使用することを推奨します。

……場内トイレ排水の移送先である貯水槽（1）を常用とすることを推奨します。貯水槽（2）には、脱臭ダクトのドレン（pHが低い液体）が入るので、多少水を張った常態となることを推奨します。

貯水槽攪拌機にし渣などが絡まった場合は、水槽の切り替えを行い、槽内を清掃するとともにし渣を除去して下さい。定期的に切り替えを行うことを推奨します。

生活排水処理施設整備の必要性について

委員：逼迫した生活排水処理の状況を、既存施設の運用改善では対応できないという理由で、し尿処理体制を再構築するための検討が始まったのではないか。

生活環境部長：計画の見直しにあたって既存投入施設を再度検証したところ、年次の法定検査の平準化を図る、浄化槽清掃業者との搬入調整を図る、OD槽への投入時間を調整する、貯留槽機能をフル活用するによって、投入施設への搬入制限は回避できると考えています。

委員：現施設のままでも運用改善で問題解決が可能であるならば、無理して処理施設整備事業をする必要はないのではないか。佐和田の計画策定時点では市も議会も、し尿処理の現状が逼迫しているので、急ぎ整備が必要であるという認識だったが、現時点で市は投入施設をフル活用すれば事業者にも市民生活にも「影響は出ない」という結論になっている。それであれば、現状で必要と認められている「処理の共同化」の手続きだけ進めて、佐和田案も荷川取案も中止にすることが、一番市民負担が無くて良いのではないか。

生活環境部長：そのような案、考え、方針も、当局の検討の一つに上がっていることは確かでございます。ただ、この方針というものもまだ具体的に固まっているものではないので、議会や市民に説明できる段階にない状況であることをご理解下さい。

委員：現時点においても、市民にも議会にも説明できない計画見直し事業であり、急いで整備しなくても市民生活に問題ないという事業であるならば、令和6年の供用開始とか防衛省予算とかに捕われずに、一旦すべてを中止して運用改善の状況を見ながら、処理の共同化の手続きが完了した後に、全くの別事業として正当な手続きで計画策定されて、きちんと予算取りもして、議会に提示して承認を受けて事業執行なさったらいかがですか。

生活環境部長：予算措置も絡んでくることでありますので、この場で「そのようにします」とは申し上げられませんが、今後どうするかについては、庁内でもあらゆる検討、協議をやってですね、やはり最終判断者、決定者が判断を下すことになろうかと考えています。

まとめ

10回に及んで開催してきた調査特別委員会であるが、市の計画見直し案の内容を詳細に知ることは適わなかった。そのことに対して「当然、事業執行権は市長にあるのだから、事業変更が確定して議案として議会提出される前の段階で、計画の中身を議会が追求する権限は無い」とする意見や、「この案件は、議会承認も国からの予算内示も終了した時点で、突然の計画見直しが始まり、そのことが議会に報告されていないという非常に特殊な案件。そのような変更をするのであれば、市はしっかりと議員からの質問に回答できるだけの準備を整えてから実行すべきで、現在のやり方はあまりにも身勝手な振る舞い。」という意見があった。

その中でも、下水道処理施設の運用をめぐる課題においては、処理の共同化に向けた下水道計画の変更作業に取りかかることを、全委員で同意することができ、宮古島の長年の懸案事項が解決に向かう糸口を見いだせたと考えます。しかし、肝心の計画見直し案はといえば、整備地も曖昧な説明にとどまり、補助金獲得も不透明だったうえに、市長が見直しの根拠とした整備費用や維持管理費用などの概算も示されなかったことで、供用開始まで目前だった伊良部佐和田に計画されたし尿等処理施設事業との比較検討ができずに終わった。それでも報告書にあるように、見直し案は数多くの疑問点を内包しているため、このままでは事業が頓挫する可能性が高いと言わざるを得ません。

市は、議会の予算承認を経た事業計画に対して、突然、見直し作業を始めた責任があるにも関わらず、内示を出していた防衛省との交渉期限を目前にしたこの段階でも、市民や議会にしっかりと説明ができない。そんな事業が本当に市民のためになって、将来の宮古島に有益な結果となるかには疑問を感じます。ぜひとも市長には、島の未来を切り拓くリーダーの立場として、市民の代表が集う議会においてこの思いに応える「意思表示」をしっかりと頂きたいと願うものです。